

証明書のコンビニ交付サービスの開始について

1 趣 旨

マイナンバーカードの普及促進と住民の利便性の向上に加え、窓口業務の効率化を図るため、カードの有効活用の一つとして証明書のコンビニ交付サービスを開始するもの。

2 開始日時

平成28年4月1日（金） 午前6時30分～

3 利用条件

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードの取得が必要である。

ただし、15歳未満の方は、コンビニ交付サービスを利用することはできない。

4 コンビニエンスストアでの証明書交付手順

コンビニエンスストアにあるマルチコピー機の所定の位置にマイナンバーカードを置く

利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力

タッチパネルに必要事項を入力

手数料を投入

証明書の交付

コンビニエンスストアの店員を介せずに各種証明書を取得することができる。

5 利用時間

午前6時30分～午後11時

ただし、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は利用できない。

6 取得できる証明書と手数料（手数料は、市役所の窓口で取得する場合と同額）

種 類	手数料/ 1 通	内 容
住民票の写し	300 円	カード利用者本人及び本人と同一世帯の方の世帯全員又は世帯の一部の住民票の写しが取得できる。
印鑑登録証明書	300 円	カード利用者本人の印鑑登録証明書が取得できる。 市役所窓口で印鑑登録証明書の交付を申請する場合はマイナンバーカードではなく印鑑登録証の提示が必要である。
戸籍証明書	450 円	カード利用者本人及び本人と同一戸籍内の方の戸籍全部又は個人事項証明書が取得できる。（現在戸籍のみ） 住所地と本籍地のいずれも射水市の場合のみ取得できる。
戸籍の附票の写し	300 円	カード利用者本人及び本人と同一戸籍内の方の住所の履歴を記録したものが取得できる。（現在戸籍の附票のみ） 住所地と本籍地のいずれも射水市の場合のみ取得できる。
所得証明書	300 円	カード利用者本人の直近の所得の証明書が取得できる。
所得課税証明書	300 円	カード利用者本人の直近の所得及び課税の証明書が取得できる。

所得証明書及び所得課税証明書のコンビニエンスストアでの交付は県内初です。

7 利用できるコンビニエンスストア

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・サークルKサンクス
- ・ファミリーマート

上記のコンビニエンスストアの全国の店舗でサービスを利用することができる。

事務担当 市民課（大島庁舎）
電話 52 - 7964